

様式第3号

沖縄県土木建築部公告土施第10号

総合評価落札方式（特別簡易型）単独発注に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

平成25年3月29日

沖縄県知事 仲井眞 弘多



1. 業務の概要

- (1) 業務名 : 平成25年度沖縄県土木建築部営繕技術支援業務(電気)
- (2) 履行場所 : 沖縄県土木建築部施設建築課内 (那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁10階)
- (3) 業務概要 : 本業務は、沖縄県土木建築部施設建築課が委託した設計業務及び発注した工事について、沖縄県土木建築部制定「営繕技術支援業務委託要領」に基づく業務を行うものである。
- (4) 履行期限 : 平成25年5月7日(火)から平成26年3月25日(火)までとする。
- (5) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る担当技術者の資格、経験年数等の実績と入札価格が業務の履行に最も適した者を受注者とする総合評価落札方式の試行業務である。
- (6) 設計金額 : 1,680,000円(消費税抜き)
- (7) 入札については、電子入札又は郵便入札により行う。

2 入札参加者に要求される資格

(1) 参加者に共通して求める要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- イ 沖縄県土木建築部における平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿に建築関係建設コンサルタントとして登録が有効であること。
- ウ 参加表明書等の提出期限の最終日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- エ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- オ 参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることが、沖縄県土木建築部競争入札心得第3第2項の規定に抵触するものではない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしaについては、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記a又はbと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- カ 会社更生法（平成15年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）。

キ 沖縄県内に営業拠点（本店）があること。

(2) 配置予定技術者の要件は下記による。

ア 管理技術者(※1)として一級建築士又は建築設備士が配置できること。

イ 担当技術者(※2)は平成15年4月1日以降に完了した1件以上の業務実績を有していること。

なお、「平成15年4月1日以降に完了した業務実績」とは以下の(ア)及び(イ)すべての項目に該当する実績をいう。

(ア) 平成15年4月1日以降に契約履行が完了した電気設備工事に係る設計業務実績

(イ) 以下を満たす施設の設計業務実績

延べ面積 1,000㎡以上

業務内容 基本設計、実施設計、積算業務、又は公共工事の発注業務

発注者 沖縄県、沖縄総合事務局、又は県内市町村が発注者である委託業務

ウ 管理技術者及び担当技術者は、参加表明書の提出者の組織に所属していること。

エ 管理技術者及び担当技術者は、それぞれ1名であること。

オ 管理技術者は、担当技術者を兼任していないこと。

カ 担当技術者は、下記に掲げるいずれかの資格を有すること

建築設備士、一級建築士、設備設計一級建築士、二級建築士、一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士

キ 担当技術者は、平成25年4月1日に満60才未満であること。

注：※1 「管理技術者」とは、「営繕技術支援業務委託共通仕様書」（平成24年10月1日制定）第2、(3)の定義による。

※2 「担当技術者」とは、「営繕技術支援業務委託共通仕様書」（平成24年10月1日制定）第2、(4)の定義による。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)

なお、価格評価点の配分点は10点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

参加表明書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ア) 担当技術者の経験

(イ) 担当技術者の実績

技術評価点＝20点×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

エ 総合評価は、価格評価点と技術評価点の合計値（評価値）をもって行う。

(2) 落札候補者の選定方法

落札候補者の選定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者について下記のア及びイに基づき選定する。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 落札候補者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められたときには、落札候補者とならない場合がある。

(3) 落札者の決定方法

落札者は、落札候補者を一般競争入札参加資格委員会の審議を経て、決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

4 手続等

(1) 担当部局

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
沖縄県土木建築部施設建築課企画班
TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

(2) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成25年3月29日（金）から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。

【沖縄県電子入札ポータルサイト】<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/>

(3) 参加表明書の提出等

参加を希望するものは、下記により配達証明付き書留で配達日指定郵便として郵送により提出すること。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 配達指定日 平成25年4月15日（月）

(イ) 配達場所 上記(1)に同じ

(ウ) 提出書類 入札説明書による

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書及び業務費内訳書は、電子入札システム又は郵便により提出すること。なお、郵便の場合は配達証明付き書留郵便で配達日指定郵便とし、郵送すること。

ア 入札日時

(ア) 電子入札システムによる場合

入札書提出日時 平成25年4月15日（月）9時00分から17時00分まで

(イ) 郵送による場合

a 配達指定日 平成25年4月15日（月）

配達指定日以外の日が届いた場合は、入札書等は受理しないものとする。

b 配達場所 上記(1)に同じ

c 郵送により入札書を提出するものは、「沖縄県電子入札運用基準」により所定の手続きをとること。

(ウ) 提出書類 入札説明書による

イ 開札日時

(ア) 電子入札システムによる場合 平成25年4月18日（木）11時00分

(イ) 郵送による場合 平成25年4月18日（木）10時50分

開札場所 沖縄県庁11階第1入札室

ウ 開札方法 電子入札システムにより開札

5 その他の留意事項

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

沖縄県財務規則第100条第2項の規定により免除とする。

（ただし、落札者が契約を結ばない場合は、保証金として入札書記載金額の100分の5を納付しなければならない。）

(3) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無し

(5) 関連情報の問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県土木建築部施設建築課建築班

TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

- (6) 入札参加予定者が、平成 25 年 3 月 29 日付け、沖縄県土木建築部公告土施第 8 号で公告した「平成 25 年度沖縄県土木建築部営繕技術支援業務(建築その 1)」、沖縄県土木建築部公告土施第 9 号で公告した「平成 25 年度沖縄県土木建築部営繕技術支援業務(建築その 2)」を落札した場合は、本設計業務の契約を行うことは出来ない。
- (7) 詳細は、入札説明書、沖縄県電子入札運用基準及び沖縄県土木建築部競争入札心得による。